

質問第四五号

ペットの引き取り有料化の効果に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年三月十五日

参議院議長 江田 五月 殿

神
取
忍

ペットの引き取り有料化の効果に関する質問主意書

少子高齢化や核家族化という社会構造の変化の中で、犬猫をはじめとするペットは、家族の一員となった。その一方で、飼い主のマナー、モラルの低下が大きな問題として問われている。

「動物は命あるもの」であることを認識し、飼い主は責任を持って飼い続ける責任があるが、全国の地方自治体では、今なお、年間約三十万頭の犬猫が殺処分されている。

地方自治体によつては、ペットの引き取り希望者にほかの飼い主を探すよう促したり、ホームページに当該地方自治体で引き取ったペットを公開したりするなど、引き取りを避ける努力を行っているが、一部の地方自治体では、ペットの引き取りを有料にしたところ、引き取り数が大幅に減少した事例も出てきている。ペットの引き取り有料化は、殺処分を減らすための手段の一つと考えるが、それについて以下質問する。

- 一 ペットの引き取り有料化を行っている地方自治体名と引き取りに伴う料金について、政府の承知しているところを示されたい。

- 二 ペットの引き取り有料化を行っている地方自治体において、有料化以後、引き取り数が大幅に削減された事例について、政府の承知しているところを示されたい。

三 ペットの引き取り有料化を行っている地方自治体において、有料化以後、引き取り数に変化がなかった事例と、変化がなかった要因に関する当該地方自治体の見解について、政府の承知しているところを示されたい。

四 ペットの引き取り有料化等、ペットの殺処分を減らすための施策について、国の地方自治体に対する支援策も含めて、今後の方針を明らかにされたい。

右質問する。